議案第一号

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者　杉並区長　山　田　　宏

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成四年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二項」の下に「、第十条第一項及び第二項、第十七条」を、「基づき」の下に「、並びに育児休業法を実施するため」を加える。

第二条第六号中「ほか、」の下に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条第一号中「又は出産した」を「若しくは出産した」に、「、当該育児休業」を「当該育児休業」に、「取り消された」を「当該育児休業の承認が取り消された」に改め、同条中第四号を第五号とし、同条第三号中「の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業」を「（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）」に、「当該職員」を「当該育児休業をした職員」に、「常

態として」を「育児休業その他の特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て規則で定める方法により」に、「この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く」を「当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第五条第一号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第十条中「の施行」を「に定めるもののほか、育児休業等」に、「特別区人事委員会」を「人事委員会」に改め、同条を第十八条とする。

第九条中「第五条」を「第十一条」に改め、同条を第十七条とする。

第八条を第十六条とする。

第七条中「、一日を通じて二時間（部分休業により養育しようとする子について、職員が杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号）第十五条第一項、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第十号）第十八条第一項又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に

関する条例（平成十二年杉並区条例第十七号）第十七条第一項の規定による育児時間を承認されているときは、二時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

２　勤務時間条例第十五条第一項、学校教育職員勤務時間条例第十八条第一項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定により育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第六条第三号中「部分休業をしよう」を「職員が部分休業により養育しよう」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第十四条とする。

二　育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

第五条の二の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の七条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第七条　育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　非常勤職員

二　臨時的に任用される職員

三　育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

四　杉並区職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続いて勤務している職員

五　育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

六　前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第八条　育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一　育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十一条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により

職員と別居することとなったこと。

二　育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三　育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四　育児短時間勤務の承認が、第十一条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五　育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会の承認を得て規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。

六　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じ

ることとなったこと。

（育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態）

第九条　育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項若しくは第四条第二項、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第十号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。）第四条第二項若しくは第五条第二項又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例第十七号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第四条第二項若しくは第五条第二項の規定の適用を受ける職員についての次に掲げる勤務の形態（育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

一　四週間ごとの期間につき八日以上を週休日（勤務時間条例第四条第一項、学校教育職員勤務時間条例第五条第一項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第五条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二　四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第十条　育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第十一条　育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

二　育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三　育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情）

第十二条　育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生ずることとする。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第十三条　任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

附　則

1　この条例は、平成二十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条の改正規定（「基づき」の下に「、並びに育児休業法を実施するため」を加える部分に限る。）、第二条第六号の改正規定、第三条第一号の改正規定及び第五条第一号の改正規定並びに附則第三項の規定、附則第四項の規定、附則第五項中杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）第九条第一項の改正規定及び第二十六条第一項の改正規定、附則第六項中杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）附則第七項の改正規定並びに附則第十項中杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）第二十四条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の杉並区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第七条から第十三条までの規定は、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第十号）第二条に規定する学校教育職員（以下「学校教育職員」という。）については、平成二十年七月一日から適用する。

3　改正後の条例第十条の規定による承認の請求は、施行日（学校教育職員にあっては、平成二十年七月一日）前においても行うことができる。

4　平成二十年四月に改正後の条例第七条第五号に規定する育児短時間勤務を始めようとする場合における改正後の条例第十条の規定の適用については、同条中「一月前」とあるのは、「二週間前」とする。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条の二中「前条第七項」を「第六条第七項」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第六条の二　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第九条第一項中「（再任用短時間勤務職員にあつては、第六条の二に規定する額）」を削る。

第十九条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条中「再任用短時間勤務職員にあつては、その額に同項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た」を「次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　育児短時間勤務職員等　勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間を同条第

二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

二　再任用短時間勤務職員　勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間を同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

第二十六条第一項中「休職者」を「休職等」に改め、同項第一号及び第二号中「休職された」を「休職にされた」に、「休職期間」を「休職の期間」に改め、同項第三号中「休職された」を「休職にされた」に改め、同条第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

6　杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、当該職員に、休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合は、当該ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

第十一条の三中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第一号から第六号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第七号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び

育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）をいう。

一　病気休職の期間（地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定による休職の期間を除く。）をいう。）

二　刑事休職の期間（地方公務員法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間をいう。以下同じ。）

三　停職の期間（地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間をいう。）

四　地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間

五　教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業の期間

六　育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間

七　育児短時間勤務等の期間

第十二条第四項中「休職月等」を「前条第四項に規定する休職月等」に、「（育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限り三分の一）に相当する月数

（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により、現実に」を「に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務等をした期間については、三分の一に相当する月数、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に」に、「前三項により」を「前三項の規定により」に改め、同項ただし書中「同法第二十八条第二項第二号の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間及び教育公務員特例法第十四条の規定による休職期間」を「無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間」に改める。

附則第七項中「同条第四項に規定する基礎在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「四十時間（」の下に「育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「勤務時間」を「正規の勤務時間」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員

を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、当該短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第三条第一項ただし書中「ただし」の下に「、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし」を加え、「（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。）」を削る。

第四条第一項ただし書中「任命権者は」の下に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に、「、月曜日」を「月曜日」に、「、週休日」を「週休日」に改め、同条第二項中「八日（」を「八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、」に、「）の週休日」を「の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の下に「（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」を、「週休日」の下に「（育児短時間勤務職員等にあっては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内

容に従った週休日）」を加える。

第五条第一項中「（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、同条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第十三条第一項中「二十日（」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

8　杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第十一条の三第五項」を「第十一条の三第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

9　杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条

例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「占める者」の下に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「四十時間（」の下に「育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項」を「再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間は、第一項」に、「杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、当該短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

第四条第一項ただし書中「ただし」の下に「、育児短時間勤務職員等については、月

曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし」を加え、「（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。）」を削る。

第五条第一項ただし書中「教育委員会は」の下に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に、「、月曜日」を「月曜日」に、「、週休日」を「週休日」に改め、同条第二項中「八日（」を「八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、」に、「）の週休日」を「の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の下に「（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」を、「週休日」の下に「（育児短時間勤務職員等にあっては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第六条第一項中「（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）」を「（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著

しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第十条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、同条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第十五条第一項中「二十日（」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条の二中「前条第六項」を「第七条第六項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第七条の二　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第二十条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二条中「再任用短時間勤務職員にあっては、その額に同項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た」を「次の各号に掲げる者にあっては、その額に当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　育児短時間勤務職員等　勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

二　再任用短時間勤務職員　勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間を同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

第二十四条第一項第一号から第三号までの規定中「休職された」を「休職にされた」に、「休職期間」を「休職の期間」に改め、同項第四号中「休職された」を「休職にされた」に改め、同条第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

（提案理由）

育児短時間勤務制度を導入する等の必要がある。

資　　料

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新　条　例	旧　条　例
（趣旨） 第一条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第一条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項　並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき　、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
（育児休業をすることができない職員） 第二条　育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～五　略 六　前号に掲げる職員のほか、職員が育児	（育児休業をすることができない職員） 第二条　育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～五　略 六　前号に掲げる職員のほか、　育児

休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第三条　育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一　育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二　略

三　育児休業をしている職員が当該職員の

休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第三条　育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一　育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条第二号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二　略

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四　育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該

三　育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該

育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。

五　略

（育児休業の承認の取消事由）

第五条　育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

二　略

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第六条　略

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第七条　育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

四　略

（育児休業の承認の取消事由）

第五条　育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

二　略

（任期付採用職員の任期の更新）

第五条の二　略

資　　料

一　非常勤職員

二　臨時的に任用される職員

三　育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

四　杉並区職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続いて勤務している職員

五　育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

六　前号に掲げる職員のほか、職員が育児

短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第八条　育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一　育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十一条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は

養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二　育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三　育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四　育児短時間勤務の承認が、第十一条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五　育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会の承認を得て規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。

六　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児

短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態）

第九条　育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項若しくは第四条第二項、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第十号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。）第四条第二項若しくは第五条第二項又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例第十七号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第四条第二項若しくは第五条第二項の規定の適用を受ける職員についての次に

掲げる勤務の形態（育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

一　四週間ごとの期間につき八日以上を週休日（勤務時間条例第四条第一項、学校教育職員勤務時間条例第五条第一項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第五条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二　四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第十条　育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第十一条　育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

二　育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三　育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内

容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情）

第十二条　育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生ずることとする。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第十三条　任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（部分休業をすることができない職員）

第十四条　育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　略

二　育児短時間勤務又は育児休業法第十七

（部分休業をすることができない職員）

第六条　育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　略

条の規定による短時間勤務をしている職員

三　略

四　前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、　　養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（部分休業の承認）

第十五条　部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて

二　略

三　前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（部分休業の承認）

第七条　部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（部分休業により養育しようとする子について、職員が杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号）第十五条第一項、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第十号）第十八条第一項又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条

、三十分を単位として行うものとする。

2　勤務時間条例第第十五条第一項、学校教育職員勤務時間条例第十八条第一項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定により育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（部分休業における給与の減額）

第十六条　略

（部分休業の承認の取消事由）

第十七条　第十一条の規定は、部分休業について準用する。

例（平成十二年杉並区条例第十七号）第十七条第一項の規定による育児時間を承認されているときは、二時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

（部分休業における給与の減額）

第八条　略

（部分休業の承認の取消事由）

第九条　第五条の規定は、部分休業について準用する。

附則第五項による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
（育児短時間勤務職員等の給料月額） 第六条の二　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、勤務	
（委任） 第十八条　この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。	（委任） 第十条　この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。

時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第六条の三　地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第六条第七項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第九条　給料表の額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第六条の二　地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第七項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第九条　給料表の額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務

の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、その給料表に掲げられている給料額につき適正な調整額表を定めることができる。

2　及び3　略

（超過勤務手当）

第十九条　略

2　及び3　略

4　育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超

の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、その給料表に掲げられている給料額（再任用短時間勤務職員にあつては、第六条の二に規定する額）につき適正な調整額表を定めることができる。

2　及び3　略

（超過勤務手当）

第十九条　略

2　及び3　略

4　再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超

えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第二十三条　第十八条第一項、第十九条第一項及び第三項、第二十条並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから八時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第二十三条　第十八条第一項、第十九条第一項及び第三項、第二十条並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから八時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に同項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

一　育児短時間勤務職員等　勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

二　再任用短時間勤務職員　勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間を同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

（休職者等の給与）

第二十六条　休職等となつた職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

一　地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十

二　地方公務員法第二十八条第二項第二号

（休職者等の給与）

第二十六条　休職者となつた職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

一　地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職された　ときは、その休職期間　が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十

二　地方公務員法第二十八条第二項第二号

に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十に相当する額以内の額

三　杉並区職員の分限に関する条例（昭和五十年杉並区条例第五号）第二条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、人事委員会規則で定める額

2　地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となつた職員、育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。

に掲げる事由に該当して休職された　ときは、その休職期間　中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十に相当する額以内の額

三　杉並区職員の分限に関する条例（昭和五十年杉並区条例第五号）第二条に掲げる事由に該当して休職された　ときは、人事委員会規則で定める額

2　地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となつた職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。

3　略

附則第六項による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
（退職手当の調整額） 第十一条の三　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者に対して、次項の規定により付与されたポイントのうち、評価期間におけるものを合計したものに第六項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。 2　任命権者は、職員に対し、当該職員が属する次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める数（以下「ポイント」という。）を会計年度ごとに確定し、これを付与する。この場合において、当該職員に、休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合は、当該ポイントについ	（退職手当の調整額） 第十一条の三　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者に対して、次項の規定により付与されたポイントのうち、評価期間におけるものを合計したものに第五項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。 2　任命権者は、職員に対し、当該職員が属する次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める数（以下「ポイント」という。）を会計年度ごとに確定し、これを付与する。この場合において、当該職員に、地方公務員法第二十八条の規定による休職、同法第二十九条の規定による停職、

3　略

て、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

一～八　略

3　略

4　第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第一号から第六号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）がある場合その他規則で定める事由がある場合は、当該ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

一～八　略

3　略

七号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）をいう。

一　病気休職の期間（地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定による休職の期間を除く。）をいう。）

二　刑事休職の期間（地方公務員法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の

期間その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間をいう。以下同じ。）

三　停職の期間（地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間をいう。）

四　地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間

五　教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業の期間

六　育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間

七　育児短時間勤務等の期間

5　略

6　略

4　略

5　略

7　略

（勤続期間の計算）

第十二条　略

2　及び3　略

4　前三項の規定による在職期間のうちに前条第四項に規定する休職月等が一月以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務等をした期間については、三分の一に相当する月数、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間

6　略

（勤続期間の計算）

第十二条　略

2　及び3　略

4　前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一月以上あつたときは、その月数の二分の一（育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限り三分の一）に相当する月数（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により、現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前三項により計算した在職期間から除算する。ただし、同法第二十八条第二項第二号の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期

附則第七項による改正（杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）	
新　条　例	旧　条　例
（一週間の正規の勤務時間） 第二条　略 2　地方公務員の育児休業等に関する法律	（一週間の正規の勤務時間） 第二条　略 間及び教育公務員特例法第十四条の規定による休職期間
については、この限りでない。 5～8　略 附　則 1～6　略 7　前項に規定する退職手当に相当する給与の支給を受けた者の第十一条の三の規定の適用については、通算対象期間は、基礎在職期間に含まないものとする。 8～14　略	については、この限りでない。 5～8　略 附　則 1～6　略 7　前項に規定する退職手当に相当する給与の支給を受けた者の第十一条の三の規定の適用については、通算対象期間は、同条第四項に規定する基礎在職期間に含まないものとする。 8～14　略

（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、当該短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3　地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間

2　地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間

を除き、一週間について十六時間から三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4　任命権者は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間（育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、再任用短時間勤務職員にあっては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第三条　任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日

を除き、一週間について十六時間から三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3　任命権者は、職務の性質により前二項の規定により難いときは、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間（再任用短時間勤務職員にあっては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第三条　任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし

（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2及び3　略

（週休日）

第四条　日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、

、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。）において、一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2及び3　略

（週休日）

第四条　日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、

再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2　任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては八日以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、四週間を超

再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2　任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務職員にあっては八日以上）の週休日を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日

えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第五条　任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第三条第一項又は第二項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第三条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間をい

を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第五条　任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第三条第一項又は第二項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第三条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間をい

う。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2　半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第三条第一項の規定により、一日につき八時間の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（宿日直勤務）

第八条　任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項に規定する正規の勤務時間以外の時

う。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）ことができる。

2　半日勤務時間の割振り変更の規定は、再任用短時間勤務職員（第三条第一項の規定により、一日につき八時間の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（宿日直勤務）

第八条　任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項に規定する正規の勤務時間以外の時

間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の人事委員会の承認を得て規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

（超過勤務）

第九条　任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事

間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の人事委員会の承認を得て規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

（超過勤務）

第九条　任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

新条例	旧条例
委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、同条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。	
（年次有給休暇） 第十三条　年次有給休暇は、一の年ごとの休暇とし、その日数は、一の年において、二十日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。	（年次有給休暇） 第十三条　年次有給休暇は、一の年ごとの休暇とし、その日数は、一の年において、二十日（　　再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。
2～4　略	2～4　略
附則第八項による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正） 附則	附則

1～5　略

6　新条例第十一条の三第六項に規定する退職手当の調整額の単価は、その者が退職した日における杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）附則第十二項、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）附則第二項及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）附則第六項の規定による地域手当の支給割合が、次の表の上欄に掲げる割合である場合は、同条第六項の規定にかかわらず、当該下欄に定める額とする。

百分の十三	百八十円
百分の十四・五	四百四十円
百分の十五	五百二十円
百分の十六	六百八十円
百分の十七	八百六十円

7及び8　略

1～5　略

6　新条例第十一条の三第五項に規定する退職手当の調整額の単価は、その者が退職した日における杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）附則第十二項、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）附則第二項及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）附則第六項の規定による地域手当の支給割合が、次の表の上欄に掲げる割合である場合は、同条第五項の規定にかかわらず、当該下欄に定める額とする。

百分の十三	百八十円
百分の十四・五	四百四十円
百分の十五	五百二十円
百分の十六	六百八十円
百分の十七	八百六十円

7及び8　略

附則第九項による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新条例	旧条例
（職員の定義） 第二条　この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立幼稚園の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）をいう。 （一週間の正規の勤務時間） 第三条　略 2　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時	（職員の定義） 第二条　この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立幼稚園の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。 （一週間の正規の勤務時間） 第三条　略

間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、当該短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

3　再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十六時間から三十二時間まで

2　地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十六時間から三十二時間まで

の範囲内で、教育委員会　　が定める。

4　教育委員会は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき一週間当たり四十時間（育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、再任用短時間勤務職員にあっては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第四条　教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの

の範囲内で、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

3　教育委員会は、職務の性質により前二項の規定により難いときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき一週間当たり四十時間（　　再任用短時間勤務職員にあっては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第四条　教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし

日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日

において、一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2　略

（週休日）

第五条　日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものと

、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。）において、一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2　略

（週休日）

第五条　日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は

し、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2　教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては八日以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、四週間を

、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2　教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日（

再任用短時間勤務職員にあっては八日以上）の週休日を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要

により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日

超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第六条　教育委員会は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第四条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第四条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間を

を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第六条　教育委員会は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第四条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第四条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間を

いう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2　半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第四条第一項の規定により、一日につき八時間の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（宿日直勤務）

第九条　教育委員会は、人事委員会の許可を受けて、第三条、第四条及び第六条第一項に規定する正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずること

いう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振る（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）ことができる。

2　半日勤務時間の割振り変更の規定は、再任用短時間勤務職員（第四条第一項の規定により、一日につき八時間の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（宿日直勤務）

第九条　教育委員会は、人事委員会の許可を受けて、第三条、第四条及び第六条第一項に規定する正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずること

ができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

（超過勤務）

第十条　教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、同条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ず

ができる。

（超過勤務）

第十条　教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

附則第十項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
ることができる。 （年次有給休暇） 第十五条　年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。 2～5　略	（年次有給休暇） 第十五条　年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。 2～5　略
（育児短時間勤務職員等の給料月額） 第七条の二　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤	

務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第七条の三　地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第七条第六項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第七条の二　地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第六項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時

間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（超過勤務手当）

第二十条　略

２及び３　略

４　育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第二十二条　第十九条第一項、第二十条第一

間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（超過勤務手当）

第二十条　略

２及び３　略

４　再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第二十二条　第十九条第一項、第二十条第一

項及び第三項並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから八時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあっては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

一　育児短時間勤務職員等　勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

二　再任用短時間勤務職員　勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間を同条

項及び第三項並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから八時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（再任用短時間勤務職員にあっては、その額に同項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

第三項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

（休職者等の給与）

第二十四条　休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

一　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれの百分の百

二　地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十

三　地方公務員法第二十八条第二項第二号

（休職者等の給与）

第二十四条　休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

一　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条に掲げる事由に該当して休職された　ときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれの百分の百

二　地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職された　ときは、その休職期間　が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十

三　地方公務員法第二十八条第二項第二号

に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十に相当する額以内の額

四　杉並区職員の分限に関する条例（昭和五十年杉並区条例第五号）第二条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額

2　地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となった職員、育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員に

に掲げる事由に該当して休職された　ときは、その休職期間　中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十に相当する額以内の額

四　杉並区職員の分限に関する条例（昭和五十年杉並区条例第五号）第二条に掲げる事由に該当して休職された　ときは、特別区人事委員会規則で定める額

2　地方公務員法第五十五条の二第五項の規定により休職となった職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員に

は、その休職、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。	は、その休職、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。
3　略	3　略